



島根県報

令和元年8月9日(金)

第 28 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

【公 告】

島根県立産業高度化支援センターの指定管理者の募集 (産 業 振 興 課) 2

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

告 示**島根県告示第186号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和元年 8 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
阪本 仁	呼吸器外科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	令和元年7月31日
花田 梢	内科	医療法人医純会 すぎうら 医院	出雲市今市町北本町2-8-3	令和元年7月31日
森山 あいさ	小児科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番 地	令和元年7月31日

公 告

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号。以下「条例」という。）第18条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和元年 8 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県立産業高度化支援センターは独創性、挑戦意欲等に富んだ創業者の育成及び企業の技術の高度化、新たな事業分野への進出等に対する支援を通じて本県の産業振興を図ることを目的として設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年度から指定管理制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 指定管理者が管理する施設の概要

(1) 概要

ア 名 称 島根県立産業高度化支援センター（愛称：テクノアークしまね）

イ 住 所 島根県松江市北陵町1番地

ウ 建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 4階建1棟 3階建1棟 2階建6棟

鉄筋造及び木造 2階建1棟

鉄骨造 2階建1棟

鉄筋造 2階建2棟

エ 延床面積 23,633平方メートル

オ 敷地面積 76,971平方メートル

カ 開館年月 平成13年10月

キ 主な施設

創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、編集室等、会議室及び駐車場

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配付する島根県立産業高度化支援センター指定管理者仕様

書（以下「仕様書」という。）による。

- (1) 島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第2条第1項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で仕様書に定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) その他必要な業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないことを認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

年間委託額 227,912千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内

5年間の委託額 1,139,560千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）の額を含む。）以内

※ 令和元年度より、テクノアークしまね館内照明の一部をLED照明に更新予定。これに伴い、指定管理者支出見込額における光熱水費の一部経費が削減されるため、試算により削減額が確定した後、協議の上で変更契約を結ぶこととする。

6 応募資格

指定管理者に応募するには、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による更正手続、再生手続等をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (4) 提出書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

8 申請の手続

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号。以下「規則」という。）に定める様式）

イ 事業計画書

ウ 指定管理に係る指定期間各年度分の収支予算書

エ 定款及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

- オ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- カ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- キ 法人等の概要を記載した書類
- ク 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書
- ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- コ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- サ 誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本9部

(3) 提出期限

令和元年10月8日（火）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和元年10月8日（火）午後5時必着とする。

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 提出先

17に記載する場所

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。
- エ センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてすること。
- オ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- カ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- キ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

学識経験者等5名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の審査基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した法人等を選定する。

(2) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(3) 面接審査等

候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会による面接審査を行う。面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、文書で通知するとともに公表する。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要である。9で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、島根県議会令和元年11月定例会に上程し、議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、提案の内容を踏まえ、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、センターの管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

11 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

13 評価の実施

島根県は、指定管理者が行う業務の実施状況について毎年度評価を行い、その結果を島根県議会に報告するとともに島根県ウェブページで公表する。

14 留意事項

(1) センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 条例、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 募集要項、仕様書の配付等

(1) 配付期間

令和元年8月9日（金）から同年10月8日（火）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日）をいう。）

(2) 配付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は、除く。）

(3) 配付場所

17に記載する場所

16 現地説明会

(1) 開催日時

令和元年8月28日（水） 午前9時30分

(2) 開催場所

島根県立産業高度化支援センター

(3) その他

現地説明会に出席を希望する者は、令和元年8月26日（月）までに17の問合せ先まで連絡すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部産業振興課総務企画グループ

電 話 0852-22-6221

F A X 0852-22-5638

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和元年8月5日から令和2年3月19日まで

3 作業地域

浜田市内